

## 一般財団法人柳井正財団海外奨学金プログラム応募要項（一般公募方式）

### 1. 応募資格・条件

以下（１）～（６）の全てを充たす者は、本奨学金プログラムに応募することが出来る。  
なお、当財団は、応募者が以下の（１）～（６）の全てを満たしているかについて、当財団が指定する書類・資料の提出を求めることができ、当財団の自由な裁量により判断することができるものとする。

- （１） 将来、グローバルな知見を持って各分野をリードし、日本社会の発展に貢献し得る資質を持つ者
- （２） 在学期間中を通じて日本国籍を有し、原則として応募時に日本の居住者である者
- （３） 本奨学金プログラムの対象大学に入学できる学力、資質等を備え、原則 20 歳以下で、2017 年 9 月以降に高校を卒業し、2018 年 9 月の入学を目指す者。
- （４） 原則、国内の他の給付型奨学金を受給していない者（奨学生から併給の要請があった場合は、当財団は相談に応じる。但し、併給を認める場合でも、奨学金支給額は、他奨学金との合計で 7 万ドルを上限とする。また、国内の他の給付型奨学金を併願する場合は、当財団と事前に相談すること）。返済義務のある奨学金、海外の給付型奨学金との併給は可。
- （５） 奨学生を含む世帯構成員が給与所得者である場合は世帯年収が 3,000 万円未満であること。給与所得以外の所得がある場合は課税所得が 2,400 万円未満であること（生計を一にする世帯者に給与を支払っている場合は、これを所得に加算する）。給与所得者である場合は 2016 年分の源泉徴収票および所得（または課税）証明書を、その他の所得がある者である場合は 2016 年分の所得（または課税）証明書を提出すること。尚、当財団が必要と判断する場合は、その他の書類（確定申告書等）の提出を求めることができる。
- （６） 対象大学での勉学に支障がない英語力を有する者（目安として TOEFLiBT 最低 90 点程度）

### 2. 対象大学

#### （１） 対象大学

##### 【University】19 大学

Brown University, California Institute of Technology, Columbia University,  
Cornell University, Duke University, Harvard University,  
Johns Hopkins University, Massachusetts Institute of Technology,  
Northwestern University, Princeton University, Stanford University,

Tufts University, University of California Berkeley,  
University of California Los Angeles, University of Chicago,  
University of Michigan, University of Notre Dame,  
University of Pennsylvania, Yale University

**【Liberal arts college】 14 大学**

Amherst College, Boston College, Bowdoin College, Carleton College,  
Claremont McKenna College, Dartmouth College, Davidson College,  
Haverford College, Middlebury College, Pomona College, Swarthmore College,  
Wellesley College, Wesleyan University, Williams College

上記以外の大学（米国内の大学に限る）については、上記の大学と教育水準が同程度と当財団が判断した場合は、これを認める。上記以外の大学を認めるか否かの結果は、最終面接後に通知する。

**(2) 他大学への転入について**

入学した大学を卒業することを原則とするが、学業を深めるために他大学に転入を希望する場合は、必ず事前に当財団に連絡し相談すること。転入した場合の奨学金等の継続については、当財団が判断する。

**3. 奨学金等の概要**

**(1) 募集人員**

20 名程度/年間

**(2) 奨学金等の金額・範囲・支給方法**

① 奨学生 1 名に対し年間 70,000USD を上限とし、授業料、教材費、保険料、寮費等、就学のために大学より請求される費用および生活支援金（上限 10,000USD）を、奨学金等として給付する。

※ 入学前に受講する ESL の授業料は、入学する大学から要請（要エビデンス）があったものに限り給付する。但し、当財団が支払う金額の合計は、年間 70,000USD を超えないものとする。

奨学金等は、原則として年 2 回に分けて給付するものとする。第 1 回目の送金についてのみ当財団が大学に直接送金を行い、第 2 回目以降の送金については、当財団は奨学生が米国に開設した銀行口座に送金を行う。したがって、第 2 回目以降の大学等への支払いを含む奨学金等の管理は、奨学生自身が行うものとする。但し、当財団は、必要に応じて、支払方法を変更することができる。

- ② 奨学金等の支給開始は、入学許可証（または受入許可証）及び入国査証提出後とする。

### **(3) 支給期間**

本奨学金等の給付期間は、大学卒業までの通算4年間とする。

- ① 大学卒業時期は、入学年次から起算して5年以内とする。休学等により卒業までの期間が5年間となる場合、休学等の期間1年分の費用について当財団は支給を行わない。
- ② 学期途中で休学する場合、既に支払われた奨学金等の金額を以って当該学期分を給付したものとする。
- ③ 大学に授業料等を支払う前に休学が明らかな場合は、奨学金等は給付しない。

### **(4) 奨学生の義務**

- ① 奨学金等受給期間中の毎学期末に、当財団に下記の報告書類を提出すること。
  - ・ 各学期の出席証明書、成績証明書、報告書
  - ・ その他当財団から求められる資料
- ② 留学終了後2箇月以内に以下の書類を持参し、当財団に帰国報告を行うこと。
  - ・ 報告書（書式任意）
  - ・ 卒業証書（写し）

### **(5) 奨学生の協力**

当財団は、奨学生に対して、関連行事への参加や広報活動（動画等の提出を含む）への協力を求めることができ、奨学生はこれに協力する。

### **(6) 奨学金等支給の停止**

奨学生が次のいずれかに該当する場合は、奨学金等の全部または一部の支給を停止または返納を要請する。

- ① 応募資格・条件を満たさなくなった場合
- ② 在籍する大学から除籍された場合
- ③ 成績不良、病気その他の事由により、入学年次より起算して5年間での卒業が困難であると、当財団及び大学が判断した場合
- ④ 当財団に提出する（又は過去に提出した）書類に虚偽の記載があった場合（同提出書類に関する虚偽の説明を含む）
- ⑤ 当財団が、奨学生として相応しくないと判断する行為があった場合
- ⑥ 奨学生の義務を怠った場合
- ⑦ その他、当財団の定める規約等に違反する行為があった場合

#### 4. 選考方法

##### (1) 選考方法・スケジュール【予定】

当財団の選考委員会において、厳正かつ公平な選考を行い決定する。

- |          |   |
|----------|---|
| 応募書類受付   | 2018年1月15日(月)～2018年2月7日(水)<br>(応募書類の送付方法については、2017年9月上旬迄に一般社団法人HLAB(以下、「HLAB」という。)のHP上に掲示する)<br>(大学に出願する以前の時点で、奨学金への出願も必要となる場合は、個別にHLAB宛にご相談ください) |
| 合格大学の連絡  | 2018年3月1日(木)～2018年4月3日(火)<br>(応募者は、合格した大学が判明後、HLAB宛に合格大学をご連絡ください。連絡方法は追ってご案内します。)   |
| 面接参加者の招聘 | 2018年4月5日(木)<br>(一次面接・最終面接の招聘者を本人宛Eメールにて通知する。Eメールの発信者は、一次面接はHLAB、最終面接は当財団とする)   |
| 一次面接     | 2018年4月7日(土)終日<br>(対象：一次面接招聘者 / 会場：東京・六本木ミッドタウン)<br>➤ 一次面接は、英語による受け答えを含みます。<br>(4月9日(月)迄に当財団より本人宛Eメールにて結果を通知する)                                   |
| 最終面接     | 2018年4月13日(金)終日<br>(対象：最終面接招聘者・一次面接合格者 / 会場：東京・六本木ミッドタウン)<br>➤ 最終面接は、英語による受け答えを含みます。  |

##### (2) 採否の通知【予定】

採否の結果は、2018年4月17日(火)迄に、当財団より本人宛に通知します。(結果の理由に関するお問合せには応じかねます。)

※ なお、採用の場合、当財団の定める規約等にご同意頂く必要があります。当財団の定める規約等にご同意頂けない場合には、奨学生の不採用又は採用取消しとなる場合があります。

#### 5. 応募手続

##### (1) 応募書類

(書類及び内容の詳細は 2017 年 9 月上旬迄に HLAB の HP 上に掲示します。下記は現時点での予定となります。)

必須書類：願書、和文小論文、英文エッセイ、調査書、

SAT・ACT・TOEFLiBT・IELTS 等のスコアを証明する書類の写し

任意書類：推薦状他

## (2) 応募方法

2017 年 9 月上旬迄に HLAB の HP 上に掲示します。また、実際の応募書類提出は、2018 年 1 月 15 日 (月) 以降となります。

## (3) 注意事項

- ① 提出いただいた応募書類は返却いたしませんので、必ずコピーを保管して下さい。
- ② 応募書類受領後、1 週間以内に HLAB より本人宛 E メールにて受領の連絡をいたしますので、未着の場合は HLAB にお問い合わせ下さい。
- ③ 応募書類に不備があった場合、選考対象外になることがあります。

## (4) お問い合わせ先

応募に関するお問合せは、HLAB の HP に掲載するお問合せフォームをご使用下さい。

以上